

## 無線機器の販売・流通規制に係る海外動向

---

2019年10月8日

## 海外における無線機器の販売・流通規制について（概観）

### ■ 総論

調査対象国（米国、EU等）においては、違法又は不適合な無線機器の流通防止を目的に導入され、基準認証制度と市場監視制度の両輪で運用されている。

- 日本の基準認証制度（技適）は、免許制度（無線局の開設申請手続きのプロセス）の中に含まれる制度であって、違法な無線機器の市場流通阻止を目的とした海外の制度とは、位置づけが異なる。
- また、日本では、不適合機器による著しい妨害の発生があった場合に限り是正勧告（従わない場合は是正命令）が発出されるが、米国、EU等では、妨害の発生に関係なく、規制当局が市販機器の適合性を独自に調査し、必要に応じて是正措置を講じられる権限が法的に担保され、不適合機器を市場から排除することを目的とした市場監視制度が制度化されている。

### ■ 調査対象国（米国、EU等）の制度の特徴

- 米国では、例えば、免許不要のWi-Fi機器であっても、FCCが承認した認定試験所における適合性試験と、認定機関での認定しか認められない。
- 他方、EUでは、免許の要否にかかわらず、適合性評価の認証は全て自己宣言に一本化されている。



- いずれの場合にも、違法な無線機器の市場からの排除措置は、法的根拠に基づいて厳格な取締りを実施。IoT機器が身近になっていることや、海外からの流入の増加により、市場監視活動は強化される傾向。
- 中でも、消費者がオンラインで無線機器を購入するケースが増えていることから、市場監視当局は、プラットフォームとも協力しながら、オンライン市場の監視活動にも力を入れている。
- さらに、EUにおいては、2019年6月に、製造業者、製造業者認定代理人、輸入業者、流通業者に加え、「フルフィルメントサービスプロバイダー（※）」にも不適合機器を市場から排除する責務を負わせる規則が成立。

※ 商業活動の過程で、製品の所有権を持たずに、倉庫保管、梱包、住所指定、発送のうち、少なくとも二つのサービスを提供する自然人又は法人  
(ただし、郵便サービスは除く)

## 海外の基準認証制度の例（市場投入前）

国	名称	対象設備	対象設備例	申請主体	適合性の測定主体		適合性評価の認定又は確認の主体（※）	認証等マーク
日本	技術基準適合自己確認	特別特定無線設備	携帯電話、コードレス電話	・製造業者 ・輸入業者	自己（第三者試験可）		届出業者（製造業者・輸入業者）	
	技術基準適合証明	特定無線設備	RFID、ラジオマイク、デジタル簡易無線局、ミリ波レーダー、LTE基地局、無線LAN	誰でも申請可  製造、販売、輸入、工事、修理、点検、加工等の業者	登録証明機関（自己又は第三者試験も可）		技術基準適合証明登録証明機関	
	工事設計認証				登録証明機関		登録証明機関	
米国	供給者適合宣言（SDoC）	電波の発射を目的としない機器	電子レンジ、LED機器、コンピューター周辺機器	・製造業者 ・組立業者 ・輸入業者 ・小売業者	FCC認定試験所（ISO/IEC 17025）以外でも可		・製造業者 ・組立業者 ・輸入業者 ・小売業者	FCC ID ロゴ併用も可 
	認証	電波の発射を目的とする機器 免許制の送信機	Wi-Fi、携帯電話		FCC認定試験所（ISO/IEC 17025）		電気通信認証機関（TCB）	FCC ID
EU	EU適合宣言（DoC）	①電磁両立性指令、 ②無線機器指令の対象機器	①受動型アンテナ、USBメモリー、電動モーター ②放送受信機、Wi-Fi、RFID、携帯電話、レーダー	・製造業者／製造業者認定代理人 ・輸入業者／流通業者（自社ブランドで販売等する場合）	整合規格を適用する場合（欧州規格の存在する機器）	・製造業者／製造業者認定代理人 ・輸入業者／流通業者 ・第三者認証機関（NB）	・製造業者／製造業者認定代理人 ・輸入業者／流通業者（自社ブランドで市場投入等する場合）	
					整合規格を適用しない場合	・第三者認証機関（NB）		
韓国	適合認証	電波環境や放送網等に障害を与える恐れがある機材等	携帯電話、無線モデム、RFID、レーダー	・製造業者 ・販売業者 ・輸入業者	指定試験機関		国立電波研究院	
	適合登録	適合認証対象外	PC、高周波利用設備、放送受信機		・指定試験機関 ・自己試験			
	暫定認証	適合性評価基準がない機材等	新規開発機器		自己試験			

出所：各種資料をもとに作成

## 海外の市場監視に関する制度の例（市場投入後）

- 当局は、オンライン含めて市場を監視し、不適合機器であると判断した場合は、製造・輸入・販売業者に対して、是正勧告・命令、機器回収、販売禁止、罰金等の措置を執行。

国	当局による市場監視の方法	対象者	不適合機器が確認された場合の措置
日本	－（※）	・製造業者 ・輸入業者 ・販売業者	①勧告 ②命令 ③罰金 } 他の無線設備に妨害を与えた場合であって、妨害を与えた機器と同一あるいは類似の設計の無線局が広く販売されたときに重大な影響のおそれがある場合
米国	①TCBはFCC規則に従い自ら認証した機器の5%を毎年サンプル調査してFCCに報告 ②FCCはFCC消費者センターへの一般市民又は競合他者からの通報を受けた後に自ら調査を実施	・製造業者 ・組立業者 ・輸入業者 ・小売業者	①TCBは、不適合機器を発見した場合、直ちにFCCと認証取得者に通知。 ②TCBは、認証取得者が実施した是正措置の報告を受けた後30日以内にFCCへ報告。 ③FCCは、適合性違反を確認した場合、説明要求、是正勧告、販売停止勧告、機器没収、FCC ID取消、同意調整、罰金等を課す。
EU	当局がサンプル調査を行い、文書チェックや、物理的な実験室でのチェックを実施	・製造業者／ 製造業者認定代理人 ・輸入業者／ 流通業者 （自社ブランドで販売等する場合）	①当局は、市場投入に最も責任を有する製造業者又は輸入業者に対して優先的に是正措置を講じる。 ②当局は、事業者に対して、文書や情報の提供を要求、必要かつ正当化される場合は施設に入りサンプルを入手、必要と判断した場合は機器を破壊・回収、重大な違反に対しては罰則を規定すること等ができる。 【本EU規制を受けたドイツによる自国規制】 ①製造業者又は輸入業者に対して連邦ネットワーク庁が指定したNBで自費で適合性試験を実施するよう要求。 ②命令に従わなかった場合は、最大50万ユーロの罰金。
韓国	捜査権限を有する中央電波管理所が、不適合機器の取締りを実施（通報に基づく調査を含む）	・製造業者 ・輸入業者 ・販売業者	①科学技術情報通信部長官は、調査又は試験のために必要な関連資料又は該当機器の提出を要求し、無線設備の設置場所等での調査又は試験を実施させることができる。 ②認証マーク関連違反は是正命令、生産・輸入・販売・使用中止の行政処分。 ③不適合機器の販売等の重大な違反は、過料（最大300万ウォン）や懲役又は罰金（最大3,000万ウォン）。

（※）無線局の免許が不要な機器の試買テストはあるが、発射する電波が著しく微弱の無線設備が対象であって、基準を超える電波を発している機器を発見しても、情報を公表し、製造業者への改善等は要請できるが、是正命令や罰則はない。

出所：各種資料をもとに作成

## 市場から不適合機器を排除するためのプラットフォームの責務

- 現状、プラットフォームに不適合機器を排除するための責務を課している諸外国の事例は、ほぼ存在しない。
  - 各市場監視当局は、プラットフォームと協力しながら、オンライン市場の監視を実施。
- しかし、EUにおいて法制化の動き。
  - 現状の法規制では、Blue Guide（CEマーキングの手引書）によると、プラットフォームが該当する「中間サービス提供者（Intermediary service providers）」は、製造業者や輸入業者、流通業者とは別の分類とされている。「中間サービス提供者」は、電子商取引指令において、(1)掲載されている情報の違法性について、実際に知らなかった（あるいは認識していなかった）場合に免責されており、(2)実際に知ったあるいは認識した場合には、速やかに当該情報を除去するかアクセスをできなくすることが求められている。
  - さらに、2019年6月20日に成立した「製品の市場監視及び遵守に係る規則（REGULATION (EU) 2019/1020）」により、「フルフィルメントサービスプロバイダー（FSP）」の概念を位置づけ、製造業者、製造業者認可代理人、輸入業者、流通業者と共に、FSPは不適合機器を市場から排除する責務（※）を負うこととした。EU加盟国は、同規則を2021年10月16日までに国内で法制化しなければならない。
  - ※市場投入前において、CEマーキングの貼付、必要な情報の添付、製造業者の義務の履行を確認することや、製造業者やオンラインオペレーターへの連絡等の是正措置の実施、製造業者や輸入業者の特定に関して市場監視当局に協力することなど。